

報告第 6 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（大宮町口大野 R6. 11. 8）に係る損害賠償額の決定（賃貸借公用自動車）》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第5号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月19日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町口大野地内において発生した物損事故により、賃貸人に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和6年11月8日、農林水産部職員が京丹後市大宮町口大野地内の市道元利線を公用車で走行中、交差点で発生した事故により、賃貸借契約により貸与を受けている公用自動車を損傷させ、賃貸人に損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 988,000円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町所在 法人